



給与所得者用納税者メールボックス の開設について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、給与所得に基づいて個人所得税を納める個人（“給与所得者”）用の納税者メールボックス（“Buzón Tributario de asalariados”）の開設について紹介いたします。

従前から企業（または個人事業主）とメキシコ税務当局（“SAT”）とのやり取りは、原則として当該メールボックスを通じて行うことが求められています。

一方、給与所得者とSATとのやり取りについてはこれまで納税者メールボックスの使用は義務化されていませんでしたが、SATは、2021年2月17日に2021年度第一次税務細則（La primera Resolución de Modificaciones a la Resolución Miscelánea Fiscal (“RMF”) para 2021）の第二次改訂版を公表し、この中で、給与所得者とSATのやり取りについても、企業や個人事業主とSATとのやり取りと同様、納税者メールボックスを使用して行う運用に変更することを決定しました。その結果として、2021年度において我々のような給与所得者についても企業と同様に納税者メールボックスを開設することが必要となるため、本ニュースレターにおいてその概要を解説いたします。

また、本トピックに関してKPMGメキシコが発行しているスペイン語版のニュースレターもございますので、必要に応じてご参照ください。

スペイン語（原文）：[Flash: SAT - Buzón tributario de asalariados](#)

給与所得者用納税者メールボックスの開設について

給与所得者用納税者メールボックスの開設に関する概要および留意事項は、以下のとおりとなります。

■ 納税者メールボックスに関する概要

基本、企業で使用している納税者メールボックスと同様

- ✓ 当該メールボックスを開設するには有効なe-firmaが必要
- ✓ 当該メールボックスを通じて、SATからの連絡（通達、質問等）を受け取ったり、手続きの進捗状況の確認、必要に応じて資料の提出を行う
- ✓ 通知メールが届いた場合、翌日から3営業日経過時点でメールボックスにアクセスしたものとみなされる（重要なメールを見逃さないよう注意が必要）

■ 開設期限

| 年間所得額（※） | 開設期限 |
|------------------------------|-------------|
| 3,000,000MXN以上の所得 | 2021年4月30日 |
| 400,000MXN～3,000,000MXN未満の所得 | 2021年12月31日 |
| 400,000MXN未満の所得 | 開設不要 |

（※）年間所得額は、2020年度の所得額で判断することになります。

■ 罰則規定

納税者メールボックスの開設を怠る、コンタクト先情報のアップデートを行っていない等の納税者メールボックスに関する違反があった場合、**3,080MXN～9,250MXN**の罰金が課せられます。

今回SATが給与所得者についても企業と同様に納税者メールボックスの利用を義務化した趣旨は明確にはわからないものの、過去メキシコにおいては個人所得税に関する当局による税務調査案件はほとんどなかったところから、今後税収確保に向けて給与所得者に対してもメールボックス開設を義務付けるところから何らかのメスを入れようとしているとも考えられます。

また、上述のとおり、3,000,000MXN以上の年間所得額がある場合、4月30日までに納税者メールボックスを開設することが求められていることから、該当する方々につきましては2020年度の確定申告書の提出とあわせて個人所得税のサポートを行っている税務専門家と相談し、早めに対応することが望ましいと考えられます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cárdenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.